

令和 2 年 3 月 4 日提出

今治市議会定例会（第 2 回）議案

今治市議会定例会（第２回）議案目次

議案番号	件名	ページ
13	令和２年度 今治市一般会計予算	別 冊
14	令和２年度 今治市用地取得特別会計予算	〃
15	令和２年度 今治市墓園事業特別会計予算	〃
16	令和２年度 今治市船舶交通特別会計予算	〃
17	令和２年度 今治市簡易水道事業特別会計予算	〃
18	令和２年度 今治市港湾事業特別会計予算	〃
19	令和２年度 今治市鉱泉供給事業特別会計予算	〃
20	令和２年度 今治市小規模下水道特別会計予算	〃
21	令和２年度 今治市駐車場特別会計予算	〃
22	令和２年度 今治市国民健康保険特別会計予算	〃
23	令和２年度 今治市後期高齢者医療特別会計予算	〃
24	令和２年度 今治市介護保険特別会計予算	〃
25	令和２年度 今治市水道事業会計予算	〃
26	令和２年度 今治市工業用水道事業会計予算	〃
27	令和２年度 今治市公共下水道事業会計予算	〃
28	今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について	1
	例制定について	
29	今治市情報公開条例の一部を改正する条例制定について	5

30	今治市長等の損害賠償責任の免責額を定める条例制定について	19
31	今治市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について	23
32	今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例制定について	27
33	今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について	31
34	今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について	41
35	今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について	51
36	今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について	57
37	今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について	61
38	今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について	65
39	今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定について	71
40	今治市公園条例の一部を改正する条例制定について	79
41	今治市漁業近代化資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について	83
42	今治市営住宅条例等の一部を改正する条例制定について	91
43	今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について	107

44	今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について	111
45	今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例制定について	117
46	今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について	123
47	今治市駐車場条例の一部を改正する条例制定について	129
48	名誉市民の選定について	135
49	新たに生じた土地の確認について（盛漁港公共用施設用地）	139
50	字の区域の変更について（盛漁港公共用施設用地）	143
51	船舶交通特別会計への繰入れについて（令和２年度）	147
52	簡易水道事業特別会計への繰入れについて（令和２年度）	149
53	港湾事業特別会計への繰入れについて（令和２年度）	151
54	小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和２年度）	153

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

市議会議員及び市長の選挙における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めようとするもの。

今治市議会議員及び今治市長の選挙における選挙公報の発行に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第172条の2の規定に基づき、今治市議会議員及び今治市長の選挙（選挙の一部無効による再選挙を除く。以下同じ。）における選挙公報の発行に関し必要な事項を定めるものとする。

(選挙公報の発行)

第2条 今治市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、今治市議会議員及び今治市長の選挙が行われるときは、当該選挙の候補者（以下「候補者」という。）の氏名、経歴、政見、写真等を掲載した選挙公報を、各選挙につき1回発行する。

(掲載の申請)

第3条 候補者が選挙公報に氏名、経歴、政見、写真等の掲載を受けようとするときは、その掲載文及び写真を添付して、当該選挙の期日の告示があった日に、委員会に文書で申請しなければならない。

2 候補者は、その責任を自覚し、前項の掲載文には、他人若しくは他の政党その他の政治団体の名誉を傷つけ、若しくは善良な風俗を害し、又は特定の商品の広告その他営業に関する宣伝をする等選挙公報としての品位を損なう記載をしてはならない。

(選挙公報の発行手続)

第4条 委員会は、前条第1項の規定による申請があったときは、当該申請に係る掲載文を原文のまま選挙公報に掲載しなければならない。

2 一の用紙に2人以上の候補者の氏名、経歴、政見、写真等を掲載する場合においては、その掲載の順序は、委員会がくじで定める。

3 前条第1項の規定による申請をした候補者又はその代理人は、前項のくじに立ち会うことができる。

(選挙公報の配布)

第5条 選挙公報は、委員会の定めるところにより、当該選挙に用いるべき選挙人名簿に登録された者の属する各世帯に対して、選挙の期日の前日までに配布する。

2 委員会は、前項の各世帯に選挙公報を配布することが困難であると認められる特別の事情があるときは、選挙公報について、同項の規定により配布すべき日までに新聞折込みその他これに準じる方法による配布を行うことによって、同項の規定による配布に代えることができる。この場合において、委員会は、市役所、支所その他適当な場所に選挙公報を備え置く等当該方法による選挙公報の配布を補完する措置を講じることにより、選挙人が選挙公報を容易に入手

することができるよう努める。

(選挙公報の発行の中止)

第6条 法第100条第4項の規定に該当し投票を行うことを必要としなくなったとき又は天災その他避けることのできない事故その他特別の事情があるときは、選挙公報の発行は、中止する。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、選挙公報の発行に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

今治市情報公開条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

情報通信技術の発展に対応するとともに、情報公開制度の適正な運用を図るため所要の改正をしようとするもの。

今治市情報公開条例の一部を改正する条例

今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第1号中「発行されるもの」の次に「その他有料で提供されているもの」を加える。

第10条の次に次の1条を加える。

（開示請求の却下）

第10条の2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、開示請求を却下することができる。

- （1） 開示請求に係る文書が第2条第2項ただし書各号のいずれかに該当するものであるとき。
- （2） 開示請求がこの条例及び規則で定める開示請求として形式上の要件に適合しないとき。
- （3） 第17条第3項の規定により予納する手数料を市長が指定する期日までに支払わなかったとき。

第11条第2項中「前条」を「第10条」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項中「開示する日時及び場所」を「開示が可能となる日、開示をする場所及び手数料に関し必要な事項」に改め、同項を同条第2項とし、同条に第1項として次のように加える。

実施機関は、第17条第3項の規定により予納が必要なときは、あらかじめ開示請求者に対し、予納について通知しなければならない。

第11条の次に次の1条を加える。

（開示決定の取消し）

第11条の2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第2項の決定（以下「開示決定」という。）を取り消すことができる。

- （1） 開示の実施が可能となった日から3月の間に開示請求者の責めに帰すべき事情により開示の実施ができなかったとき。
- （2） 手数料を定められた期日までに納付しないとき。

第12条第1項中「前条各項」を「第11条第2項及び第3項」に、「第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数」を「次の各号のいずれかに掲げる日数」に改め、同項に次の2号を加える。

- （1） 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数
- （2） 第11条第1項の規定による予納する手数料についての通知をした日から当該手数料の納付があったことの確認ができた日までの日数

第12条第2項中「60日」の次に「(同項ただし書各号に掲げる日数を除く。)」を加える。

第13条中「60日」の次に「(前条第1項ただし書各号に掲げる日数を除く。)」を加え、「前条の」を「同条の」に、「同条第1項に規定する期間内に」を「同条第2項に規定する期間内(同項に規定する延長をしない場合は、同条第1項に規定する期間内)に」に、「次に掲げる事項」を「本条を適用する旨及び理由」に改め、同条各号を削る。

第13条の2第3項中「第11条第1項の決定(以下「開示決定」という。)」を「開示決定」に改める。

第14条第3項中「開示を実施する日」を「開示の実施が可能となる日」に改める。

第15条第1項中「写しの交付」を「写しの交付等」に改め、「認めるとき」の次に「、当該公文書の一部を開示しないとき」を加え、「行うことができる」を「行うものとする」に改め、同条第2項を削る。

第16条中「法令又は他の条例の規定により」を削る。

第17条を次のように改める。

(手数料)

第17条 公文書の開示を受ける者は、別表に定める開示実施手数料を納めなければならない。

2 手数料(次項の規定により予納する手数料を含む。)は、前納とし、市長が定める方法により納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、後納とすることができる。

3 開示する公文書が大量にあると実施機関が認めるときは、開示実施手数料の概算額の範囲で実施機関が定める方法によって算出した額を開示請求に係る公文書を特定した後に予納させることができる。

4 開示請求の取下げ、開示決定の取消しその他の事由により公文書が開示されなかった場合においても、納付された開示実施手数料は還付しない。ただし、予納した額が、開示実施手数料の額を超える場合は、その超える額については還付する。

第18条中「(全部を開示する旨の決定を除く。以下この条及び次条において同じ。)」を削り、同条第2号中「全部を開示」の次に「し、又は審査請求人の求める開示を」を加える。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第17条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又は図画等	(1) 閲覧（次号以外）	無料
	(2) 閲覧（機器等持込みの場合）	モノクロ単色刷りの場合 ・ A 3 判まで 1 枚につき10円
	(3) 複写したものの交付（次号以外）	・ A 3 判を超え A 2 判まで 1 枚につき50円 ・ A 2 判を超え A 1 判まで 1 枚につき100円 ・ A 1 判を超え A 0 判まで 1 枚につき200円 多色刷りの場合 ・ A 3 判まで 1 枚につき50円 ・ A 3 判を超えるもの 作成実費に200円を加算した額
	(4) 機器等による読取りによりできた電磁的記録の交付	用紙換算 1 枚につき10円
2 電磁的記録	(1) 閲覧	1 の項(1)又は(2)の額
	(2) 用紙に出力したものの交付	1 の項(3)の額
	(3) 電子計算機による変換等によりできた電磁的記録の交付	用紙換算 1 枚につき10円（用紙換算できないものは実費を勘案し、その都度実施機関が定める額）

備考

- 1 1 の項(2)及び(3)並びに 2 の項(1)及び(2)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を 1 枚として額を算定する。
- 2 光ディスク等に複写し交付する場合は、当該光ディスク等の購入に要する実費相当額として市長が定める額を加算する。
- 3 上表に定めるもののほか、作成に特別な費用を要する場合は、その実費を上表の額に加算する。
- 4 複写又は出力したものを交付する場合に郵送等に係る費用を要する場合は、当該郵送等に要する実費を上表の額に加算する。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日以後の請求に係るものについて適用する。

(今治市手数料条例の一部改正)

- 3 今治市手数料条例（平成17年今治市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第 2 条に次の 1 号を加える。

- (43) 審査請求人等に対する提出書類等の交付手数料 今治市情報公開条例（平成17年今治市条例第19号）別表の区分に応じて定める額

今治市情報公開条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 略 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 市の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの<u>その他有料で提供されているもの</u> (2) 略 <u>(開示請求の却下)</u> 第10条の2 <u>実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、開示請求を却下することができる。</u> (1) <u>開示請求に係る文書が第2条第2項ただし書各号のいずれかに該当するものであるとき。</u> (2) <u>開示請求がこの条例及び規則で定める開示請求として形式上の要件に適合しないとき。</u> (3) <u>第17条第3項の規定により予納する</u>	(定義) 第2条 略 2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画、写真及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、実施機関において決裁又は供覧の手続が完了し、現に管理しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。 (1) 市の刊行物、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの _____ _____ (2) 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____

手数料を市長が指定する期日までに支払
わなかったとき。

(開示請求に対する措置)

第11条 実施機関は、第17条第3項の規定によ
り予納が必要なときは、あらかじめ開示請求
者に対し、予納について通知しなければなら
ない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部
又は一部を開示するときは、その旨の決定を
し、開示請求者に対し、その旨並びに開示が
可能となる日、開示をする場所及び手数料に
関し必要な事項を書面により通知しなけれ
ばならない。

3 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部
を開示しないとき(第10条の規定により開示
請求を拒否するとき又は開示請求に係る公
文書を保有していないときを含む。)は、開
示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、
その旨を書面により通知しなければならな
い。

(開示決定の取消し)

第11条の2 実施機関は、次の各号のいずれか
に該当するときは、前条第2項の決定(以下
「開示決定」という。)を取り消すことがで
きる。

(1) 開示の実施が可能となった日から3
月の間に開示請求者の責めに帰すべき事
情により開示の実施ができなかったとき。

(2) 手数料を定められた期日までに納付
しないとき。

(開示決定等の期限)

第12条 第11条第2項及び第3項の決定(以下

(開示請求に対する措置)

第11条 _____

____ 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部
又は一部を開示するときは、その旨の決定を
し、開示請求者に対し、その旨並びに開示す
る日時及び場所
_____を書面により通知しなけれ
ばならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部
を開示しないとき(前条____の規定により開示
請求を拒否するとき又は開示請求に係る公
文書を保有していないときを含む。)は、開
示しない旨の決定をし、開示請求者に対し、
その旨を書面により通知しなければならな
い。

(開示決定等の期限)

第12条 前条各項 _____の決定(以下

「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、次の各号のいずれかに掲げる日数

_____は、当該期間に算入しない。

(1) 第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数

(2) 第11条第1項の規定による予納する手数料についての通知をした日から当該手数料の納付があつたことの確認ができた日までの日数

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日から起算して60日(同項ただし書各号に掲げる日数を除く。)を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日(前条第1項ただし書各号に掲げる日数を除く。)以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、同条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれ

「開示決定等」という。)は、開示請求があつた日から起算して15日以内にしなければならない。ただし、第6条第2項の規定により補正を求めた場合にあっては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、開示請求があつた日から起算して60日 _____を限度として同項に規定する期間を延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第13条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があつた日から起算して60日 _____以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれ

ば足りる。この場合において、実施機関は、同条第2項に規定する期間内（同項に規定する延長をしない場合は、同条第1項に規定する期間内）に、開示請求者に対し、本条を適用する旨及び理由を書面により通知しなければならない。

（事案の移送）

第13条の2 略

2 略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が開示決定

_____をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。（第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与）

第14条 略

2 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示の実施が可能となる日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

ば足りる。この場合において、実施機関は、同条第1項に規定する期間内に

_____、開示請求者に対し、次に掲げる事項_____を書面により通知しなければならない。

（1） 本条を適用する旨及びその理由

（2） 残りの公文書について開示決定等をする期限

（事案の移送）

第13条の2 略

2 略

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第11条第1項の決定（以下「開示決定」という。）

_____をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。（第三者に関する情報に係る意見書提出の機会の付与）

第14条 略

2 略

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日

_____との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書（第18条において「反対意見書」という。）を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由

並びに開示の実施が可能となる日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真
については閲覧又は写しの交付等により、電
磁的記録についてはその種別、情報化の進展
状況等を勘案して実施機関が定める方法に
より行う。ただし、閲覧の方法による公文書
の開示にあつては、実施機関は、当該公文書
の保存に支障を生ずるおそれがあると認め
るとき、当該公文書の一部を開示しないとき
その他正当な理由があるときは、その写しに
より、これを行うものとする。

(他の制度等との調整)

第16条 この条例の規定は、
公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

(手数料)

第17条 公文書の開示を受ける者は、別表に定める開示実施手数料を納めなければならない。

2 手数料(次項の規定により予納する手数料を含む。)は、前納とし、市長が定める方法により納付しなければならない。ただし、市長が認めたときは、後納とすることができ

並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第15条 公文書の開示は、文書、図画又は写真
 については閲覧又は写しの交付により、電
 磁的記録についてはその種別、情報化の進展
 状況等を勘案して実施機関が定める方法に
 より行う。ただし、閲覧の方法による公文書
 の開示にあっては、実施機関は、当該公文書
 の保存に支障を生ずるおそれがあると認め
 るとき _____
 その他正当な理由があるときは、その写しに
 より、これを行うことができる。

2 公文書の開示は、実施機関が第11条第1項の規定による通知により指定する日時及び場所において行う。ただし、郵送により公文書の写しを交付する場合にあっては、この限りでない。

(他の制度等との調整)

第16条 この条例の規定は、法令又は他の条例の規定により公文書を閲覧し、若しくは縦覧し、又は公文書の謄本、抄本その他の写しの交付を受けることができる場合においては、適用しない。

(費用負担)

第17条 この条例の規定による公文書の閲覧
に係る手数料は、無料とする。

2 この条例の規定に基づき公文書の写しの
交付を受けるものは、当該写しの作成及び送
付に要する費用を負担しなければならない。

る。

3 開示する公文書が大量にあると実施機関が認めるときは、開示実施手数料の概算額の範囲で実施機関が定める方法によって算出した額を開示請求に係る公文書を特定した後に予納させることができる。

4 開示請求の取下げ、開示決定の取消しその他の事由により公文書が開示されなかった場合においても、納付された開示実施手数料は還付しない。ただし、予納した額が、開示実施手数料の額を超える場合は、その超える額については還付する。

(審査請求)

第18条 実施機関は、開示決定等_____

_____について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、今治市情報公開審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。第19条第1項において同じ。）をしなければならない。

(1) 略

(2) 開示決定等を取り消し、審査請求に係る公文書の全部を開示し、又は審査請求人の求める開示をする場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

別表（第17条関係）

公文書の種別	開示の実施の方法	開示実施手数料の額
1 文書又	(1) 閲覧 (次号以	無料

(審査請求)

第18条 実施機関は、開示決定等（全部を開示

する旨の決定を除く。以下この条及び次条において同じ。）について審査請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、遅滞なく、今治市情報公開審査会に諮問（議会にあっては、意見の聴取。第19条第1項において同じ。）をしなければならない。

(1) 略

(2) 開示決定等を取り消し、審査請求に係る公文書の全部を開示_____する場合。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

_____	_____	_____
_____	_____	_____

は図 画等	外)			
	(2) 閲覧 (機器等 持込みの 場合)	モノクロ単色刷り の場合 ・ A 3 判まで 1 枚につき10円		
	(3) 複写 したもの の交付(次 号以外)	・ A 3 判を超え A 2 判まで 1 枚 につき50円 ・ A 2 判を超え A 1 判まで 1 枚 につき100円 ・ A 1 判を超え A 0 判まで 1 枚 につき200円 多色刷りの場合 ・ A 3 判まで 1 枚につき50円 ・ A 3 判を超える もの 作成実費 に 200 円 を 加 算 した額		
	(4) 機器 等による 読取りに よりでき た電磁的 記録の交 付	用紙換算 1 枚に つき10円		
2 電 磁的 記録	(1) 閲覧	1 の 項 (1) 又は (2)の額		
	(2) 用紙	1 の 項 (3) の 額		

	<u>に出力し</u> <u>たものの</u> <u>交付</u>				
	<u>(3) 電子</u> <u>計算機に</u> <u>よる変換</u> <u>等により</u> <u>できた電</u> <u>磁的記録</u> <u>の交付</u>	<u>用紙換算 1枚に</u> <u>つき10円 (用紙換</u> <u>算できないものは</u> <u>実費を勘案し、そ</u> <u>の都度実施機関が</u> <u>定める額)</u>			

備考

1

1の項(2)及び(3)並びに2の項(1)及び(2)の場合において、両面印刷の用紙を用いるときは、片面を1枚として額を算定する。

2

光ディスク等に複写し交付する場合は、当該光ディスク等の購入に要する実費相当額として市長が定める額を加算する。

3

上表に定めるもののほか、作成に特別な費用を要する場合は、その実費を上表の額に加算する。

4

複写又は出力したものを交付する場合に郵送等に係る費用を要する場合は、当該郵送等に要する実費を上表の額に加算する。

今治市長等の損害賠償責任の免責額を定める条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）の改正に伴い、市長等の損害賠償責任の免責額を定めようとするもの。

今治市長等の損害賠償責任の免責額を定める条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第243条の2第1項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」という。）第173条第1項の規定に基づき、今治市長等の今治市に対する損害賠償責任の免責額を定めることを目的とする。

(免責額)

第2条 市長等（法第243条の3第3項の規定による賠償の命令の対象となる者を除く。）が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、今治市に対し損害賠償責任を負う額から、普通地方公共団体の長等の基準給与年額（令第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額をいう。）に、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定める数を乗じて得た額を控除して得た額について責任を免れる。

- (1) 市長 6
- (2) 副市長、教育委員会の教育長若しくは委員、選挙管理委員会の委員又は監査委員 4
- (3) 公平委員会の委員、農業委員会の委員、固定資産評価審査委員会の委員又は消防長 2
- (4) 職員（前3号に掲げる者を除く。） 1

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

今治市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

会計年度任用職員の服務の宣誓の特例を定めようとするもの。

今治市職員の服務の宣誓に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の服務の宣誓に関する条例（平成17年今治市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1項を加える。

- 2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市職員の服務の宣誓に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第1号又は別記様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 <u>2 地方公務員法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員の服務の宣誓については、前項の規定にかかわらず、任命権者は、別段の定めをすることができる。</u>	(服務の宣誓) 第2条 新たに職員となった者は、任命権者又は任命権者の定める上級の公務員の面前において、別記様式第1号又は別記様式第2号による宣誓書に署名してからでなければ、その職務を行ってはならない。 — — — — — — — —

今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

会計年度任用職員の補償基礎額を定めようとするもの。

今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正する条例

今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（平成17年今治市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第5条に見出しとして「(補償基礎額)」を付し、同条に次の1号を加える。

- (5) 給料を支給される職員 法第2条第4項に規定する平均給与額の例により実施機関が市長と協議して定める額

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第5条の規定は、この条例の施行の日以後に発生した事故に起因する公務上の災害又は通勤による災害に係る補償について適用する。

「参 考」

今治市議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に
関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
<u>(補償基礎額)</u> 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、 次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号 に掲げる額とする。 (1) ～ (4) 略 <u>(5) 給料を支給される職員 法第2条第</u> <u>4項に規定する平均給与額の例により実</u> <u>施機関が市長と協議して定める額</u>	_____ 第5条 この条例において「補償基礎額」とは、 次の各号に定める者の区分に応じ、当該各号 に掲げる額とする。 (1) ～ (4) 略 _____ _____ _____

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

通勤手当の額を改定し、夜間特殊業務手当及び災害応急作業等手当を定め、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

今治市職員の給与に関する条例（平成17年今治市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項第1号中「特別料金等の額の2分の1に相当する額」を「特別料金等の額に相当する額」に、「特別料金等2分の1相当額」を「特別料金等相当額」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 19 当分の間、再任用職員に係る別表第1の適用については、同表再任用職員の項中「255,200」とあるのは「223,300」と、「274,600」とあるのは「233,400」と、「289,700」とあるのは「239,000」と、「315,100」とあるのは「252,100」と、「356,800」とあるのは「276,500」と、「389,900」とあるのは「292,400」と読み替えるものとする。

別表第5第1項の表に次のように加える。

9 夜間特殊業務手当	1回 1,600円（深夜（22時～5時）における勤務時間が2時間に満たない場合にあっては、600円）	養護老人ホームにおける介護の業務について、正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が深夜（22時～5時）において行われる業務に従事した職員
10 災害応急作業等手当	1日 730円（業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算）	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業に従事した職員
	1日 480円（業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算）	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う巡回監視、災害状況調査等に従事した職員

別表第5第2項の表に次のように加える。

6 災害応急作業等手当	1日 730円（業務が日没時から	異常な自然現象により重大な
-------------	------------------	---------------

当	日出時までの間に行われた場合にあっては365円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては730円をそれぞれ加算)	災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う応急作業に従事した職員
	1日 480円（業務が日没時から日出時までの間に行われた場合にあっては240円を、業務が著しく危険であると市長が認める区域で行われた場合にあっては480円をそれぞれ加算)	異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある現場で行う巡回監視、災害状況調査等に従事した職員

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の今治市職員の給与に関する条例第12条第3項第1号、附則第19項及び別表第5の規定は、この条例の施行の日以後に支給事由が生じた通勤手当、再任用職員の給与及び特殊勤務手当について適用し、同日前に支給事由の生じた通勤手当、再任用職員の給与及び特殊勤務手当については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市職員の給与に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(通勤手当) 第12条 略 2 略 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特急等」という。)でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する<u>特別料金等の額に相当する</u>	(通勤手当) 第12条 略 2 略 3 公署を異にする異動又は在勤する公署の移転に伴い、所在する地域を異にする公署に在勤することとなったことにより、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員で市長が規則で定めるもののうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は公署の移転の直前の住居(当該住居に相当するものとして市長が規則で定める住居を含む。)からの通勤のため、鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等(以下「特急等」という。)でその利用が市長が規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるものを利用し、その利用に係る特別料金等(その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。)を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。 (1) 特急列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、市長が規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する<u>特別料金等の額の2分の1</u>

<u>9 夜間 特殊業 務手当</u>	<u>1 回 1,600</u> <u>円（深夜（22</u> <u>時～5 時）に</u> <u>おける勤務時</u> <u>間が2 時間に</u> <u>満たない場合</u> <u>にあつては、</u> <u>600円）</u>	<u>養護老人ホー</u> <u>ムにおける介</u> <u>護の業務につ</u> <u>いて、正規の</u> <u>勤務時間によ</u> <u>る勤務の全部</u> <u>又は一部が深</u> <u>夜（22時～5</u> <u>時）において</u> <u>行われる業務</u> <u>に従事した職</u> <u>員</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>
<u>10 災害 応急作 業等手 当</u>	<u>1 日 730 円</u> <u>（業務が日没</u> <u>時から日出時</u> <u>までの間に行</u> <u>われた場合に</u> <u>あつては365</u> <u>円を、業務が</u> <u>著しく危険で</u> <u>あると市長が</u> <u>認める区域で</u> <u>行われた場合</u> <u>にあつては</u> <u>730 円をそれ</u> <u>ぞれ加算）</u>	<u>異常な自然現</u> <u>象により重大</u> <u>な災害が発生</u> <u>し、又は発生</u> <u>するおそれの</u> <u>ある現場で行</u> <u>う応急作業に</u> <u>従事した職員</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>
	<u>1 日 480 円</u> <u>（業務が日没</u> <u>時から日出時</u> <u>までの間に行</u> <u>われた場合に</u>	<u>異常な自然現</u> <u>象により重大</u> <u>な災害が発生</u> <u>し、又は発生</u> <u>するおそれの</u>		<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>	<u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u> <u>— —</u>

[illegible]

2 消防特殊勤務手当表

種類	支給額	職員の範囲

[illegible]

<u>あ</u> つては240	<u>あ</u> る現場で行
<u>円</u> を、業務が	<u>う</u> 巡回監視、
<u>著</u> しく危険で	<u>災</u> 害状況調査
<u>あ</u> ると市長が	<u>等</u> に従事した
<u>認</u> める区域で	<u>職</u> 員
<u>行</u> われた場合	
<u>に</u> あつては	
<u>480</u> 円をそれ	
<u>ぞ</u> れ加算)	

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

人事院の給与勧告にかんがみ、本市会計年度任用職員の給与等もこれに準じて改定しようとするもの。

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

今治市会計年度任用職員の給与等及び費用弁償に関する条例（令和元年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第4条関係）

職務 の級 号給	行政職（一）		医療職（一）	医療職（二）		医療職（三）		福祉職	
	1 級	2 級	1 級	1 級	2 級	1 級	2 級	1 級	2 級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円
1	146,100	195,500	885,000	151,000	188,400	165,300	192,400	159,800	209,600
2	147,200	197,300	887,800	152,400	190,000	166,700	194,500	161,000	211,300
3	148,400	199,100	890,600	153,800	191,600	168,200	196,600	162,200	213,100
4	149,500	200,900	893,400	155,200	193,200	169,600	198,600	163,400	214,800
5	150,600	202,400	896,000	156,400	194,700	171,000	200,700	164,300	216,500
6	151,700	204,200	898,500	158,200	196,200	172,500	203,000	165,800	218,300
7	152,800	206,000	901,000	159,900	197,800	174,000	205,300	167,200	220,100
8	153,900	207,800	903,500	161,500	199,300	175,500	207,500	168,600	221,800
9	154,900	209,400	906,000	163,100	200,900	176,700	209,800	169,800	223,500
10	156,300	211,200	908,500	164,800	202,600	178,400	211,200	171,200	225,000
11	157,600	213,000	911,000	166,400	204,200	180,000	212,600	172,600	226,400
12	158,900	214,800	913,500	168,200	205,900	181,500	213,800	174,100	227,800
13	160,100	216,200	916,000	169,700	207,300	182,900	215,200	175,500	229,200
14	161,600	218,000	918,500	171,600	208,900	184,900	216,600	177,000	230,800
15	163,100	219,700	921,000	173,600	210,500	186,900	218,100	178,500	232,400
16	164,700	221,500	923,500	175,500	212,100	188,900	219,300	179,900	234,000
17	165,900	223,200	926,000	177,400	213,500	191,000	220,700	181,400	235,400
18	167,400	224,900	928,800	179,200	215,100	193,100	222,200	183,200	237,000
19	168,900	226,500	931,600	181,000	216,800	195,200	223,700	184,900	238,500
20	170,400	228,100	934,400	182,900	218,500	197,300	225,200	186,600	240,000
21	171,700	229,500	937,000	184,700	219,800	199,300	226,300	188,000	241,000
22	174,400	231,200	939,500	186,200	221,300	201,500	228,000	189,600	242,400
23	177,000	232,800	942,000	187,700	222,700	203,700	229,700	191,300	243,700
24	179,600	234,400	944,500	189,200	224,200	205,900	231,400	192,900	245,100
25	182,200	235,400	947,000	190,800	225,600	207,800	232,700	194,500	246,500
26	183,900	236,900	949,500	192,100	227,000	209,100	234,400	196,200	248,200

27	185,500	238,300	952,000	193,600	228,300	210,300	236,100	198,000	249,700
28	187,200	239,500	954,500	195,000	229,600	211,600	237,800	199,700	251,400
29	188,700	240,700	957,000	196,500	230,900	212,800	239,400	201,500	252,800
30	190,400	241,900	959,500	197,700	232,300	213,900	240,800	203,000	254,100
31	192,200	242,900	962,000	199,000	233,800	215,200	242,100	204,500	255,300
32	193,900	244,100	964,500	200,300	235,200	216,400	243,200	205,900	256,600
33	195,500	245,400	967,000	201,700	236,200	217,700	244,400	207,100	257,900
34	196,900	246,400	969,800	203,100	237,500	219,000	245,500	208,400	259,100
35	198,400	247,600	972,600	204,400	238,500	220,300	246,400	209,700	260,400
36	199,900	248,900	975,400	205,800	239,700	221,600	247,500	210,900	261,600
37	201,200	249,800	978,000	206,900	241,000	222,700	248,400	212,100	263,000
38	202,500	251,100	980,300	208,200	242,300	224,100	249,500	213,500	264,300
39	203,700	252,300	982,600	209,500	243,400	225,400	250,400	214,900	265,900
40	205,000	253,600	984,900	210,800	244,700	226,800	251,500	216,300	267,400
41	206,300	255,000	987,000	211,900	246,000	227,700	251,900	217,300	268,800
42	207,600	256,400	989,300	213,100	247,000	229,100	252,800	218,500	270,300
43	208,900	257,600	991,600	214,300	248,200	230,500	253,700	219,600	271,800
44	210,200	258,800	993,900	215,500	249,300	231,900	254,400	220,800	273,200
45	211,300	260,000	996,000	216,700	250,400	233,100	255,200	221,700	274,900
46	212,600	261,200	998,500	217,800	251,700	234,500	256,100	222,800	276,400
47	213,900	262,500	1,001,000	218,800	253,000	235,800	257,000	223,700	277,900
48	215,200	263,600	1,003,500	219,900	254,200	237,100	258,000	224,700	279,400
49	216,300	264,700	1,006,000	220,900	255,800	238,100	259,000	225,500	280,900
50	217,400	265,800	1,008,300	221,900	257,200	239,200	260,000	226,600	282,300
51	218,400	267,100	1,010,600	222,800	258,400	240,200	261,200	227,700	283,800
52	219,500	268,400	1,012,900	223,800	259,600	241,300	262,400	228,500	285,100
53	220,600	269,400	1,015,000	224,100	260,700	242,200	263,500	228,900	286,400
54	221,600	270,500	1,017,300	224,900	262,000	243,300	264,900	230,000	287,900
55	222,500	271,800	1,019,600	225,600	263,300	244,200	266,200	230,700	289,300
56	223,500	273,100	1,021,900	226,400	264,400	245,200	267,500	231,400	290,800
57	223,800	274,000	1,024,000	227,100	265,200	245,900	269,000	232,200	292,200
58	224,600	275,000	1,026,500	228,000	266,500	246,900	270,500	233,100	293,600

59	225,400	275,900	1,029,000	228,700	267,800	247,600	271,900	233,900	295,100
60	226,100	277,000	1,031,500	229,400	269,100	248,400	273,300	234,800	296,600
61	226,800	278,100	1,034,000	230,300	270,000	249,200	274,700	235,800	297,700
62	227,800	279,100	1,036,300	231,000	271,200	250,200	276,000	236,400	299,200
63	228,600	280,000	1,038,600	231,900	272,500	251,000	277,400	237,300	300,400
64	229,400	281,000	1,040,900	232,900	273,800	252,000	278,500	238,100	301,900
65	230,100	281,500	1,043,000	233,500	274,600	252,900	279,900	239,000	303,000
66	230,800	282,400	1,045,300	234,200	275,700	253,700	281,400	240,000	304,300
67	231,700	283,100	1,047,600	234,900	276,600	254,800	282,900	241,000	305,400
68	232,700	284,000	1,049,900	235,600	277,700	255,700	284,400	241,900	306,700
69	233,400	285,000	1,052,000	236,300	278,700	256,500	285,500	242,900	307,400
70	234,000	285,800	1,054,500	236,900	279,700	257,500	287,000	244,000	308,500
71	234,500	286,600	1,057,000	237,500	280,800	258,400	288,500	244,900	309,700
72	235,200	287,400	1,059,500	238,000	281,900	259,400	289,900	245,700	310,900
73	236,000	288,200	1,062,000	238,700	282,500	260,800	290,900	246,400	312,200
74	236,600	288,700	1,064,300	239,400	283,200	262,100	292,300	247,400	312,900
75	237,200	289,100	1,066,600	240,100	283,700	263,200	293,500	248,400	313,600
76	237,700	289,600	1,068,900	240,600	284,500	264,300	294,800	249,200	314,200
77	238,400	289,800	1,071,000	241,000	285,300	265,300	296,200	250,000	315,000
78	239,100	290,100		241,600	285,900	266,300	297,500	251,000	315,700
79	239,800	290,300		242,200	286,500	267,500	298,700	252,000	316,400
80	240,300	290,700		242,800	287,100	268,500	300,000	253,000	317,100
81	240,800	290,900		243,100	287,800	269,400	300,500	253,900	317,400
82	241,500	291,100		243,500	288,300	270,400	301,700	254,600	317,700
83	242,200	291,500		243,900	288,700	271,500	302,800	255,600	318,300
84	242,900	291,800		244,200	289,100	272,600	304,000	256,600	318,600
85	243,500	292,100		244,500	289,300	273,400	305,100	257,200	319,000
86	244,200	292,400			289,500	274,300	306,300	258,000	319,300
87	244,900	292,700			289,700	275,400	307,500	258,700	319,700
88	245,600	293,100			289,900	276,500	308,600	259,600	320,000
89	246,100	293,400			290,300	277,300	309,900	260,200	320,500
90	246,600	293,800			290,500	278,200	311,100	261,000	320,900

91	246,900	294,100		290,700	279,000	312,300	261,800	321,200
92	247,300	294,500		290,900	280,000	313,500	262,600	321,500
93	247,600	294,700		291,300	280,900	314,300	263,000	322,000
94		294,900		291,500	281,900	315,000	263,700	322,400
95		295,200		291,700	282,800	315,700	264,200	322,600
96		295,600		292,000	283,800	316,300	264,900	323,000
97		295,800		292,400	284,400	317,000	265,600	323,400
98		296,100		292,700	285,200	317,300	266,300	323,800
99		296,500		292,900	285,800	317,900	267,000	324,200
100		296,900		293,200	286,700	318,600	267,700	324,600
101		297,100		293,500	287,500	319,000	268,200	324,800
102		297,400		293,700	288,300	319,600	268,700	325,100
103		297,800		293,900	289,100	320,200	269,100	325,400
104		298,100		294,200	289,900	320,800	269,600	325,700
105		298,300		294,500	290,600	321,200	269,800	326,100
106		298,600			291,100	321,700	270,000	326,300
107		299,000			291,600	322,200	270,300	326,600
108		299,300			292,100	322,700	270,600	327,000
109		299,500			292,300	323,100	271,000	327,400
110		299,900			292,600	323,500	271,300	327,700
111		300,300			292,800	323,800	271,700	328,100
112		300,600			293,200	324,100	272,000	328,400
113		300,800			293,500	324,500	272,300	328,700
114		301,000			293,700	324,900	272,600	329,100
115		301,300			294,100	325,300	272,900	329,400
116		301,700			294,400	325,600	273,300	329,600
117		301,900			294,700	325,800	273,600	329,800
118		302,100			295,000	326,100	273,900	330,100
119		302,400			295,300	326,500	274,300	330,500
120		302,700			295,700	326,700	274,700	330,900
121		303,100			296,000	326,900	274,900	331,100
122		303,300			296,400	327,200	275,100	

123	303,600			296,700	327,500	275,500
124	303,900			297,100	327,800	275,800
125	304,200			297,300	328,000	276,000
126				297,500	328,300	276,300
127				297,800	328,700	276,700
128				298,200	328,900	277,100
129				298,400	329,100	277,300
130				298,700	329,300	277,700
131				299,100	329,700	278,100
132				299,500	329,900	278,400
133				299,700	330,200	278,600
134				300,000	330,600	278,900
135				300,400	331,000	279,300
136				300,700	331,400	279,600
137				300,900	331,700	279,800
138				301,200	332,100	280,100
139				301,600	332,500	280,400
140				301,900	332,900	280,700
141				302,100	333,200	280,900
142				302,500	333,600	281,100
143				302,900	333,900	281,300
144				303,200	334,300	281,600
145				303,400	334,600	282,000
146				303,600	335,000	282,200
147				303,900	335,400	282,500
148				304,300	335,800	282,800
149				304,500	336,100	283,100
150				304,700	336,500	283,300
151				305,000	336,900	283,600
152				305,300	337,300	283,800
153				305,700	337,600	284,100
154				305,900		

155					306,100		
156					306,400		
157					306,700		
158					307,000		
159					307,300		
160					307,600		
161					308,000		
162					308,300		
163					308,600		
164					308,900		
165					309,300		
166					309,600		
167					309,900		
168					310,200		
169					310,600		

備考

- 1 行政職(一)は、次項から第5項までに掲げる職員以外の全てのものに適用する。
- 2 医療職(一)は、医師について適用する。
- 3 医療職(二)は、栄養士等で規則で定めるものに適用する。
- 4 医療職(三)は、看護師、准看護師、保健師等で規則で定めるものに適用する。
- 5 福祉職は、指導、介護、保育等の業務に従事する職員で規則で定めるものに適用する。

附 則

この条例は、令和２年４月１日から施行する。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成28年経済産業省・国土交通省令第1号）の改正に伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市建築関係手数料条例の一部を改正する条例

今治市建築関係手数料条例（平成17年今治市条例第70号）の一部を次のように改正する。

第10条第64号アの表中「基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準による審査の場合」を「基準省令第1条第1項第2号イ（2）及びロ（2）に規定する基準又は同号イ（3）及びロ（3）に規定する基準による審査の場合」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市建築関係手数料条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請に係る手数料について適用し、同日前の申請に係る手数料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市建築関係手数料条例改正条項新旧対照表

新

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (63) 略

(64) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準又は同号イ(3)及びロ(3)に規定する基準による審査の場合</u>

イ ～ ウ 略

(65) ～ (69) 略

旧

(その他手数料)

第10条 第2条から前条までの規定以外の手数料は、次の各号に掲げる事務につき、1件につきそれぞれ当該各号に掲げる額とする。

(1) ～ (63) 略

(64) 建築物エネルギー消費性能認定申請手数料

建築物エネルギー消費性能認定申請手数料は、次のとおりとする。

ア 住宅のみの用途に供する建築物の場合 次の表に定める額

区分	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第1項第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準の適合性に関し、登録住宅性能評価機関若しくは登録建築物エネルギー消費性能判定機関の適合証の交付を受けている場合、同法第30条第1項の規定に基づく建築物消費性能向上計画の認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定（これらの認定に係る建築物について法第7条第5項、第7条の2第5項又は第18条第18項の規定により検査済証の交付を受けたものに限る。）に係る通知書の交付を受けている場合又は登録住宅性能評価機関の建設住宅性能評価書の交付を受けている場合	左記以外の場合	
		基準省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)に規定する基準による審査の場合	<u>基準省令第1条第1項第2号イ(2)及びロ(2)に規定する基準による審査の場合</u>

イ ～ ウ 略

(65) ～ (69) 略

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に対する経過措置を延長しようとするもの。

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例の一部を改正する条例

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年今治市条例第36号）の一部を次のように改正する。

附則第2項及び第3項中「平成32年3月31日まで」を「令和5年3月31日まで」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に
関する基準を定める条例改正条項新旧対照表

新	旧
附 則 1 略 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（工事中のものを含む。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から<u>令和5年3月31日まで</u>の間、第9条第2項の規定は適用しない。 3 施行日から<u>令和5年3月31日まで</u>の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（<u>令和5年3月31日まで</u>に修了することを予定している者を含む。）」とする。	附 則 1 略 2 この条例の施行の際現に存する放課後児童健全育成事業所（工事中のものを含む。）については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）から<u>平成32年3月31日まで</u>の間、第9条第2項の規定は適用しない。 3 施行日から<u>平成32年3月31日まで</u>の間、第10条第3項の規定の適用については、同項中「修了したもの」とあるのは、「修了したものの（<u>平成32年3月31日まで</u>に修了することを予定している者を含む。）」とする。

今治市保育所条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

清水保育所を廃止しようとするもの。

今治市保育所条例の一部を改正する条例

今治市保育所条例（平成17年今治市条例第126号）の一部を次のように改正する。

別表第1 清水保育所の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市保育所条例改正条項新旧対照表

新	旧																																
別表第 1 （第 2 条関係）	別表第 1 （第 2 条関係）																																
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>日高保育所</td><td>今治市別名549番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>富田保育所</td><td>今治市上徳乙287番地 7</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					日高保育所	今治市別名549番地 1			富田保育所	今治市上徳乙287番地 7					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>日高保育所</td><td>今治市別名549番地 1</td></tr> <tr> <td><u>清水保育所</u></td><td><u>今治市徳重89番地 1</u></td></tr> <tr> <td>富田保育所</td><td>今治市上徳乙287番地 7</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置					日高保育所	今治市別名549番地 1	<u>清水保育所</u>	<u>今治市徳重89番地 1</u>	富田保育所	今治市上徳乙287番地 7				
名称	位置																																
日高保育所	今治市別名549番地 1																																
富田保育所	今治市上徳乙287番地 7																																
名称	位置																																
日高保育所	今治市別名549番地 1																																
<u>清水保育所</u>	<u>今治市徳重89番地 1</u>																																
富田保育所	今治市上徳乙287番地 7																																

今治市印鑑条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

印鑑の登録資格その他所要の改正をしようとするもの。

今治市印鑑条例の一部を改正する条例

今治市印鑑条例（平成17年今治市条例第179号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「(法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。）」を削り、同項第6号中「記録されている」を「記載されている」に改める。

第17条に次のただし書を加える。

ただし、市長が特に必要があると認める場合は、この限りでない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市印鑑条例改正条項新旧対照表

新	旧
(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>意思能力を有しない者</u>及び15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。 (登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができるものを含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては記録。以下同じ。）がされている氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。</u> (印鑑の登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録をしたときは、印影のほか、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1) ～ (2) 略 (3) 氏名（住民票に旧氏の記載_____	(登録の資格) 第2条 略 2 前項の規定にかかわらず、<u>成年被後見人</u>_____及び15歳未満の者は、印鑑の登録を受けることができない。 (登録印鑑) 第5条 略 2 略 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民（法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。）のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u>_____氏名のカタカナ表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合は、当該印鑑を登録することができる。 (印鑑の登録原票) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録をしたときは、印影のほか、登録申請者に係る次に掲げる事項を登録しなければならない。 (1) ～ (2) 略 (3) 氏名（住民票に旧氏の記載<u>（法第6条</u>

_____がされている場合に あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に 係る住民票に通称の記載がされている場 合にあつては氏名及び当該通称) (4) ～ (5) 略 (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人 住民が住民票の備考欄に<u>記載されている</u> 氏名のカタカナ表記又はその一部を組み 合わせたもので表されている印鑑により 登録を受ける場合にあつては、当該氏名の カタカナ表記 (7) 略 2 略 (閲覧の禁止) 第17条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登 録又はその証明に関する書類を閲覧に供し てはならない。<u>ただし、市長が特に必要があ ると認める場合は、この限りでない。</u>	<u>第3項の規定により磁気ディスク（これに 準ずる方法により一定の事項を確実に記 録しておくことができるものを含む。以下 同じ。）をもって調製する住民票にあつて は記録。以下同じ。）</u>がされている場合に あつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に 係る住民票に通称の記載がされている場 合にあつては氏名及び当該通称) (4) ～ (5) 略 (6) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人 住民が住民票の備考欄に<u>記録されている</u> 氏名のカタカナ表記又はその一部を組み 合わせたもので表されている印鑑により 登録を受ける場合にあつては、当該氏名の カタカナ表記 (7) 略 2 略 (閲覧の禁止) 第17条 市長は、印鑑登録原票その他印鑑の登 録又はその証明に関する書類を閲覧に供し てはならない。 _____ _____
---	--

今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

自転車損害保険等の加入を義務化し、その他所要の改正をしようとするもの。

今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例の一部を改正する条例

今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例（平成26年今治市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号中「レンタサイクル業者」を「自転車貸付事業者」に、「有償で貸し渡す」を「貸し付ける」に改め、同条に次の1号を加える。

(10) 自転車損害保険等 自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。

第5条第2項中「及び自転車に関係する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）への加入」を削る。

第11条第1項中「(以下「保護者」という。)」を削り、同条第2項中「保護者」を「幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者」に改める。

第12条の見出し中「、啓発等」を「及び啓発」に改め、同条第2項を削る。

第14条の見出し中「レンタサイクル業者」を「自転車貸付事業者」に改め、同条第1項中「レンタサイクル業者」を「自転車貸付事業者」に、「貸し渡す」を「貸し付ける」に改め、同条第2項中「レンタサイクル業者」を「自転車貸付事業者」に、「貸し渡す」を「貸し付ける」に、「貸し渡し」を「貸し付け」に改め、同条第3項中「レンタサイクル業者」を「自転車貸付事業者」に、「貸渡用の」を「その貸付けの用に供する」に改める。

第17条を第20条とし、第16条を第19条とし、第15条を第18条とし、第14条の次に次の3条を加える。

（自転車損害保険等への加入）

第15条 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。以下同じ。）は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加

しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

（自転車損害保険等への加入の確認等）

第16条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者が自転車損害保険等に参加していることを確認できないときは、その者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

4 第2項の規定は、前項の場合に準用する。

5 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

（自転車損害保険等に係る情報の提供等）

第17条 市は、自転車損害保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する在学する児童、生徒又は学生及びこれらの者を監護する保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市自転車の安全な利用の促進に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (8) 略 (9) <u>自転車貸付事業者</u> 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を<u>貸し付ける</u>ことを業とする者をいう。 (10) <u>自転車損害保険等</u> <u>自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済をいう。</u> (自転車利用者の責務) 第5条 略 2 自転車を利用する者は、自転車に関する交通事故の防止に関する知識の習得_____に努めなければならない。 3 ～ 4 略 (家庭における自転車交通安全教育等) 第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者_____は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。 2 <u>幼児、児童又は生徒を保護する責任のある</u>	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) ～ (8) 略 (9) <u>レンタサイクル業者</u> 観光、通勤、通学等のために自転車を利用しようとする者に対し、自転車を<u>有償で貸し渡す</u>ことを業とする者をいう。 _____ _____ (自転車利用者の責務) 第5条 略 2 自転車を利用する者は、自転車に関する交通事故の防止に関する知識の習得<u>及び自転車に関する交通事故により生じた損害を賠償するための保険又は共済（以下「自転車損害保険等」という。）への加入</u>に努めなければならない。 3 ～ 4 略 (家庭における自転車交通安全教育等) 第11条 幼児、児童又は生徒を保護する責任のある者<u>（以下「保護者」という。）</u>は、その保護する幼児、児童又は生徒に対し、自転車交通安全教育を行うよう努めなければならない。 2 <u>保護者</u>

者は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 略

(広報及び啓発)

第12条 略

(自転車貸付事業者の情報の提供等)

第14条 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットを貸し付け、及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。

3 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の点検及び整備に努めなければならない。

(自転車損害保険等への加入)

第15条 自転車を利用する者（未成年者を除く。）は、自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車を利用する者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

2 保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護する者をいう。

は、その保護する幼児、児童又は生徒が自転車に乗車するときは、乗車用ヘルメットを着用させるよう努めなければならない。

3 略

(広報、啓発等)

第12条 略

2 市は、自転車を利用する者の自転車損害保険等への加入を促進するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。

(レンタサイクル業者の情報の提供等)

第14条 レンタサイクル業者は、自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、自転車の安全な利用に関し必要な情報の提供及び助言をするよう努めなければならない。

2 レンタサイクル業者は、自転車を貸し渡すときは、当該自転車を利用しようとする者に対し、乗車用ヘルメットを貸し渡し、及びその着用についての助言をするよう努めなければならない。

3 レンタサイクル業者は、貸渡用の自転車

の点検及び整備に努めなければならない。

以下同じ。)は、その監護する未成年者が自転車を利用するときは、当該利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該保護者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

3 事業者は、その事業活動において従業員に自転車を利用させるときは、当該利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。

4 自転車貸付事業者は、その貸付けの用に供する自転車の利用に係る自転車損害保険等に参加しなければならない。ただし、当該自転車貸付事業者以外の者により、当該利用に係る自転車損害保険等への加入の措置が講じられているときは、この限りでない。
(自転車損害保険等への加入の確認等)

第16条 自転車の小売を業とする者は、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。

2 自転車の小売を業とする者は、前項の規定による確認により、自転車の購入又は点検若しくは修理をしようとする者が自転車損害保険等に参加していることを確認できないときは、その者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。

3 <u>事業者は、自転車を利用して通勤する従業員に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等への加入の有無を確認するよう努めなければならない。</u> 4 <u>第2項の規定は、前項の場合に準用する。</u> 5 <u>自転車貸付事業者は、自転車を貸し付けるときは、その借受人に対し、当該自転車の利用に係る自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</u> <u>(自転車損害保険等に係る情報の提供等)</u>	— — — —
第17条 <u>市は、自転車損害保険等を引き受ける保険者その他の関係団体と連携し、自転車損害保険等への加入を促進するため、自転車損害保険等に関する情報の提供その他の必要な措置を講ずるものとする。</u> 2 <u>学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校又は同法第134条第1項に規定する各種学校を設置し、又は管理する者は、自転車を利用する在学する児童、生徒又は学生及びこれらの者を監護する保護者に対し、自転車損害保険等に関する情報を提供するよう努めなければならない。</u>	— — — — — — — —
第18条～第20条 略	第15条～第17条 略

今治市公園条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

国分健康広場及び陸農村公園を廃止しようとするもの。

今治市公園条例の一部を改正する条例

今治市公園条例（平成17年今治市条例第207号）の一部を次のように改正する。

別表第2 国分健康広場の項及び陸農村公園の項を削る。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市公園条例改正条項新旧対照表

新	旧																																												
別表第 2（第 2 条関係） その他の公園	別表第 2（第 2 条関係） その他の公園																																												
<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>孫兵衛作健康 広場</td><td>〃 孫兵衛作甲 93 番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>拝志健康広場</td><td>〃 東村五丁目 甲 350 番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>向農村公園</td><td>〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>長川池公園</td><td>〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置			孫兵衛作健康 広場	〃 孫兵衛作甲 93 番地 1			拝志健康広場	〃 東村五丁目 甲 350 番地 1			向農村公園	〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2			長川池公園	〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1					<table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>孫兵衛作健康 広場</td><td>〃 孫兵衛作甲 93 番地 1</td></tr> <tr> <td>国分健康広場</td><td>〃 国分三丁目 甲 453 番地 2</td></tr> <tr> <td>拝志健康広場</td><td>〃 東村五丁目 甲 350 番地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td>向農村公園</td><td>〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2</td></tr> <tr> <td>陸農村公園</td><td>〃 宮窪町宮窪 3973 番 地</td></tr> <tr> <td>長川池公園</td><td>〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1</td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> <tr> <td></td><td></td></tr> </table>	名称	位置			孫兵衛作健康 広場	〃 孫兵衛作甲 93 番地 1	国分健康広場	〃 国分三丁目 甲 453 番地 2	拝志健康広場	〃 東村五丁目 甲 350 番地 1			向農村公園	〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2	陸農村公園	〃 宮窪町宮窪 3973 番 地	長川池公園	〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1				
名称	位置																																												
孫兵衛作健康 広場	〃 孫兵衛作甲 93 番地 1																																												
拝志健康広場	〃 東村五丁目 甲 350 番地 1																																												
向農村公園	〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2																																												
長川池公園	〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1																																												
名称	位置																																												
孫兵衛作健康 広場	〃 孫兵衛作甲 93 番地 1																																												
国分健康広場	〃 国分三丁目 甲 453 番地 2																																												
拝志健康広場	〃 東村五丁目 甲 350 番地 1																																												
向農村公園	〃 宮窪町宮窪 2292 番 地 2																																												
陸農村公園	〃 宮窪町宮窪 3973 番 地																																												
長川池公園	〃 宮窪町宮窪 3655 番 地 1																																												

今治市漁業近代化資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

利子補給の対象となる愛媛県が定める漁業近代化資金の内容の変更に迅速に対応するため、
所要の改正をしようとするもの。

今治市漁業近代化資金利子補給に関する条例の一部を改正する条例

今治市漁業近代化資金利子補給に関する条例（平成17年今治市条例第226号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「に基づく漁業近代化資金」を「に基づき、愛媛県漁業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定める種類の漁業近代化資金」に改め、同条第3項中「別表に掲げる」を削る。

第3条中「愛媛県漁業近代化資金融資要綱」を「要綱」に改める。

別表を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市漁業近代化資金利子補給に関する条例改正条項新旧対照表

新	旧
(利子補給) 第2条 市は、漁業者等が法に基づき、愛媛県漁業近代化資金融資要綱（以下「要綱」という。）に定める種類の漁業近代化資金の融通を農林中央金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合（以下「融資機関」という。）から受けたときは、融資機関に対し予算の範囲内において、その利子補給金を交付する。 2 略 3 第1項の規定により行う利子補給金の額は、_____各資金につき年1パーセント以内の割合で計算した額とする。 (融資条件) 第3条 融資機関が漁業者等に対して行う融資については、この条例の定めるところによるほか、愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年愛媛県告示第881号）及び要綱_____に定める融資条件によるものとする。	(利子補給) 第2条 市は、漁業者等が法に基づく漁業近代化資金_____の融通を農林中央金庫、愛媛県信用漁業協同組合連合会又は漁業協同組合（以下「融資機関」という。）から受けたときは、融資機関に対し予算の範囲内において、その利子補給金を交付する。 2 略 3 第1項の規定により行う利子補給金の額は、別表に掲げる各資金につき年1パーセント以内の割合で計算した額とする。 (融資条件) 第3条 融資機関が漁業者等に対して行う融資については、この条例の定めるところによるほか、愛媛県漁業近代化資金利子補給規程（昭和44年愛媛県告示第881号）及び愛媛県漁業近代化資金融資要綱に定める融資条件によるものとする。

新

[illegible]

別表（第2条関係）

資金の種類	償還期限	左記のうち 据置期間
1 総トン数20トン未満の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン未満である場合におけるその漁船の改造に必要な資金	15年 (木船 9年) (機器 7年)	3年
2 総トン数20トン以上の漁船の建造、取得又は改造後の漁船の総トン数が20トン以上である場合におけるその漁船の改造に必要な資金		
3 漁船漁具保管修理施設、漁業用資材保管施設、漁船用油水供給施設、養殖池、蓄養池、水産種苗生産施設、養殖用作業舎、水産物処理施設、水産物保蔵施設、水産物加工施設、製氷冷凍施設、水産物等運搬施設、水産物販売施設又は漁業用通信施設の改良、造成又は取得に必要な資金（漁船の改造、建造若しくは取得に必要なもの又は次号若しくは第5号に掲げるものを除く。）	15年 共同利用（漁協等） 20年	3年
4 漁場改良造成用機具、漁船用油水供給用機具、水産種苗生産用機具、養殖用えさ調整供給用機具、養殖用肥料薬剤施用機具、水産物等運搬用機具又は生産・経営管理情報処理用機具の取得に必要な資金	7年 共同利用（漁協等） 10年	2年
5 漁具、養殖いかだ、はえなわ式養殖施設、仕切網養殖施設、ひび建養殖施設、浮流し式のり養殖施設又は小割り式養殖施設の取得に必要な資金	5号	2年
6 ぶり、うなぎその他の成育期間が通常1年以上である水産動植物であって農林水産大臣が定めるものの種苗の購入又は育成に必要な資金（農林水産大臣が指定するものに限る。）	5号	2年（ほたてがい3年）
7 漁村情報処理・通信施設（有線放送施設及び有線放送電話施設を含む。）、漁船船員臨時宿泊施設、漁業者研修施設、集会施設、託児施設、診療施設、水道施設、ガス供給施設、下水道施設、地域休養施設、漁村広場施設、漁村センター、生活安全保護施設、連絡道又は廃棄物処理施設の改良、造成又は取得に必要な資金	共同利用（漁協等） 20年	3年
8 前各号に掲げるもののほか、農林水産大臣が特に必要と認めて指定する資金	5年以上15年以内で農林水産大臣が指定する期間	2年又は3年のいずれかで農林水産大臣が指定する期間

今治市営住宅条例等の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

- 1 住宅の敷金を債務の弁済に充てることができることを定めようとするもの。
- 2 旭方団地を廃止しようとするもの。

今治市営住宅条例等の一部を改正する条例

(今治市営住宅条例の一部改正)

第1条 今治市営住宅条例（平成17年今治市条例第235号）の一部を次のように改正する。

第18条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第20条第1項中「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて」に改め、同条第3項中「第1項に掲げる修繕」を「市営住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第21条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

第41条第3項中「年5分の割合」を「法定利率」に改める。

別表旭方の項を削る。

(今治市特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第2条 今治市特定公共賃貸住宅条例（平成17年今治市条例第237号）の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「前項」を「第1項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第18条第1項を次のように改める。

特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて、市の負担とする。

第19条第4号を次のように改める。

- (4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(今治市再開発住宅条例の一部改正)

第3条 今治市再開発住宅条例（平成17年今治市条例第238号）の一部を次のように改正する。

第16条中第4項を第5項とし、同条第3項中「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

- 3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第17条第1項中「(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「前項に掲げる修繕」を「再開発住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第18条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

(今治市定住促進住宅条例の一部改正)

第4条 今治市定住促進住宅条例（平成17年今治市条例第239号）の一部を次のように改正する。

第16条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「未納の家賃」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。

第18条第1項中「(畳の表替、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「前項に掲げる修繕」を「定住促進住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第19条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することと

されているもの」に改める。

(今治市小集落改良住宅条例の一部改正)

第5条 今治市小集落改良住宅条例(平成17年今治市条例第240号)の一部を次のように改正する。

第13条中第3項を第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に、「未納の家賃、割増賃料」を「賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。

第15条第1項中「(畳の表替、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)は」を「は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて」に改め、同条第2項中「前項に掲げる修繕」を「小集落改良住宅及び共同施設の修繕」に、「同項」を「第1項」に改める。

第16条第4号中「前条第1項に規定するもの」を「前条第1項において市が負担することとされているもの」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

第 1 条による今治市営住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
(敷金) 第18条 略 2 略 3 <u>入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててることを請求することができない。</u> 4 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> 5 略 (修繕費用の負担) 第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて</u> <u>、市の負担とする。</u> 2 略 3 入居者の責任に帰すべき事由によって<u>市営住宅及び共同施設の修繕</u>の必要が生じたときは、<u>第 1 項</u>の規定にかかわらず、入居者	(敷金) 第18条 略 2 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ 3 第 1 項に規定する敷金は、入居者が住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u> <u>又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> 4 略 (修繕費用の負担) 第20条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用<u>(畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、市の負担とする。 2 略 3 入居者の責任に帰すべき事由によって<u>第 1 項に掲げる修繕</u>の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者

は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) ～ (3) 略

(4) 前条第1項において市が負担することとされているもの以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第41条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に法定利率による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

別表 (第3条関係)

団地名	位 置

阿方第2	今治市阿方甲525番地 1
――	――

は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)

第21条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) ～ (3) 略

(4) 前条第1項に規定するもの
――以外の市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用

(住宅の明渡請求)

第41条 略

2 略

3 市長は、第1項第1号の規定に該当することにより同項の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額に年5分の割合による支払期後の利息を付した額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、毎月、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額以下の金銭を徴収することができる。

4～6 略

別表 (第3条関係)

団地名	位 置

阿方第2	今治市阿方甲525番地 1
<u>旭方</u>	<u>今治市高部甲13番地1</u>

地堀	今治市地堀四丁目7番 1号	地堀	今治市地堀四丁目7番 1号

「参 考」

第2条による今治市特定公共賃貸住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
(敷金)	(敷金)
第17条 略	第17条 略
<u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u>	_____
<u>3 第1項に規定する敷金は、入居者が住宅を立退くとき、無利息でこれを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。</u> (修繕の実施及び費用の負担)	_____
第18条 <u>特定公共賃貸住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて、市の負担とする。</u>	2 前項に規定する敷金は、入居者が住宅を立退くとき、無利息でこれを還付する。ただし、 <u>未納の家賃</u> _____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。 (修繕の実施及び費用の負担)
2 略 (入居者の費用負担義務)	第18条 <u>市長は、特定公共賃貸住宅の修繕（畳の表替え、障子紙の張替え、ふすま紙の張替え、給水栓の取替え等の軽微な修繕を除く。）を実施するものとする。</u>
第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前条第1項において市が負担することとされているもの以外の特定公共賃貸</u>	2 略 (入居者の費用負担義務) 第19条 次の各号に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前3号に掲げるもののほか、市長が定める費用</u>

<u>住宅及び共同施設の修繕に要する費用</u>	
--------------------------	--

「参 考」

第3条による今治市再開発住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
(敷金)	(敷金)
第16条 略	第16条 略
2 略	2 略
<u>3 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることのできる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充てることを請求することができない。</u>	_____
<u>4 第1項に規定する敷金は、入居者が再開発住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u>	_____
<u>5 略</u>	_____
(修繕費用の負担)	(修繕費用の負担)
第17条 再開発住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、 <u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて</u>	_____
_____,市の負担とする。	_____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
2 入居者の責任に帰すべき事由によって <u>再開発住宅及び共同施設の修繕</u> の必要が生じたときは、 <u>第1項の規定にかかわらず</u> 、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその	<u>3 第1項に規定する敷金は、入居者が再開発住宅を明け渡すとき、これを還付する。ただし、未納の家賃</u>
	_____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。
	<u>4 略</u>
	(修繕費用の負担)
	第17条 再開発住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (<u>畳の表替え、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。</u>) は、市の負担とする。
	2 入居者の責任に帰すべき事由によって <u>前項に掲げる修繕</u> の必要が生じたときは、 <u>同項</u> の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその

_______以外の再開発住宅及び共同施設の修繕に要する費用

「参 考」

第4条による今治市定住促進住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
(敷金) 第16条 略 <u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u> <u>3 第1項</u>に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金のあるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> <u>4～5</u> 略 (修繕費用の負担) 第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて</u> <u>、市の負担とする。</u> 2 入居者の責任に帰すべき事由によって、<u>定住促進住宅及び共同施設の修繕</u>の必要が生じたときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。	(敷金) 第16条 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>2 前項</u>に規定する敷金は、入居者が定住促進住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃</u> <u>又は損害賠償金の</u> <u>あるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。</u> <u>3～4</u> 略 (修繕費用の負担) 第18条 定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用<u>(畳の表替、破損ガラスの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。)</u>は、市の負担とする。 2 入居者の責任に帰すべき事由によって、<u>前項に掲げる修繕</u>の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者は市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(入居者の費用負担義務)	(入居者の費用負担義務)
第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前条第1項において市が負担することとされているもの</u>以外の定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用	第19条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。 (1) ～ (3) 略 (4) <u>前条第1項に規定するもの</u>以外の定住促進住宅及び共同施設の修繕に要する費用

「参 考」

第5条による今治市小集落改良住宅条例改正条項新旧対照表

新	旧
(敷金) 第13条 略 <u>2 入居者が賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務を履行しないときは、市長は敷金をその債務の弁済に充てることができる。この場合において、入居者は市長に対し、敷金をもって賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行の弁済に充ててことを請求することができない。</u> <u>3 第1項</u>に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、<u>賃貸借に基づいて生じた金銭の給付を目的とする債務の不履行又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。</u> <u>4 略</u> (修繕費用の負担) 第15条 小集落改良住宅及び共同施設の修繕に要する費用は、<u>市長がその修繕に要する費用を入居者が負担するものとして別に定めるものを除いて</u>、市の負担とする。 2 入居者の責に帰すべき事由によって<u>小集落改良住宅及び共同施設の修繕</u>の必要が生じたときは、<u>第1項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。	(敷金) 第13条 略 _____ _____ _____ _____ _____ _____ _____ <u>2 前項</u>に規定する敷金は、入居者が住宅を立ち退くとき、これを還付する。ただし、<u>未納の家賃、割増賃料</u> _____又は損害賠償金があるときは、敷金のうちからこれを控除する。 <u>3 略</u> (修繕費用の負担) 第15条 小集落改良住宅及び共同施設の修繕に要する費用 (<u>畳の表替、破損ガラスの取替え、ふすまの張替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。</u>) は、市の負担とする。 2 入居者の責に帰すべき事由によって<u>前項に掲げる修繕</u> _____の必要が生じたときは、<u>同項</u>の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(４) 前条第１項に規定するもの
 以外の小集落改良住
宅及び共同施設の修繕に要する費用

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

天保山特設倉庫及び附属施設を廃止したことに伴い、所要の改正をしようとするもの。

今治市港湾施設管理条例の一部を改正する条例

今治市港湾施設管理条例（平成17年今治市条例第246号）の一部を次のように改正する。

別表第1 専用使用の部倉庫使用料の項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

「参 考」

今治市港湾施設管理条例改正条項新旧対照表

新					旧				
別表第 1 （第20条関係）					別表第 1 （第20条関係）				
通常使用料					通常使用料				
区分	種別	単 位	使用料		区分	種別	単 位	使用料	
			今治港	今治港 以外の 港湾				今治港	今治港 以外の 港湾
一 般 使 用					一 般 使 用				
専 用 使 用					専 用 使 用				
						倉 庫	天保山特設倉庫	市長が	
						使 用	及び附属施設	別に定	
						料		める額	
備考					備考				
1 ～11 略					1 ～11 略				

今治市下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

下水道使用料を改定しようとするもの。

今治市下水道条例の一部を改正する条例

今治市下水道条例（平成17年今治市条例第251号）の一部を次のように改正する。

別表中「1,152円」を「1,256円」に、「164円」を「179円」に、「201円」を「219円」に、「221円」を「241円」に、「230円」を「251円」に、「243円」を「265円」に、「254円」を「277円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市下水道条例別表の規定は、この条例の施行の日以後に確定する使用料について適用し、同日前に確定した使用料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市下水道条例改正条項新旧対照表

新

別表（第15条関係）

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般用	10立方メートル	<u>1,256円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>179円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>219円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>241円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>251円</u>
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>265円</u>
			200立方メートルを超えるもの	<u>277円</u>
湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

旧

別表（第15条関係）

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般用	10立方メートル	<u>1,152円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>164円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>201円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>221円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>230円</u>
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>243円</u>
			200立方メートルを超えるもの	<u>254円</u>
湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

下水道使用料を改定しようとするもの。

今治市特定環境保全公共下水道条例の一部を改正する条例

今治市特定環境保全公共下水道条例（平成17年今治市条例第253号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「3,630円」を「3,957円」に、「156円」を「170円」に、「199円」を「217円」に、「210円」を「229円」に、「217円」を「237円」に、「1,152円」を「1,256円」に、「164円」を「179円」に、「201円」を「219円」に、「221円」を「241円」に、「230円」を「251円」に、「243円」を「265円」に、「254円」を「277円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市特定環境保全公共下水道条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に確定する使用料について適用し、同日前に確定した使用料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市特定環境保全公共下水道条例改正条項新旧対照表

新

別表第2（第5条関係）

地区	区分	使用料（1月につき）			
		基本水量	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
塔ヶ谷地区	温泉を併用するもの		<u>3,957円</u>	210立方メートルまで	<u>170円</u>
				210立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>217円</u>
				500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>229円</u>
				1,000立方メートルを超えるもの	<u>237円</u>
	一般用	10立方メートル	<u>1,256円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>179円</u>
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>219円</u>
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>241円</u>
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>251円</u>
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>265円</u>
				200立方メートルを超えるもの	<u>277円</u>
	湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
				700立方メートルを超えるもの	37円
吉海地区 木浦・有津地区 井口地区 宮浦地区	一般用	10立方メートル	<u>1,256円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>179円</u>
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>219円</u>
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>241円</u>
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>251円</u>
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>265円</u>
				200立方メートルを超えるもの	<u>277円</u>
	湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
				700立方メートルを超えるもの	37円

旧

別表第2（第5条関係）

地区	区分	使用料（1月につき）			
		基本水量	基本料金	従量料金（1立方メートルにつき）	
塔ヶ谷地区	温泉を併用するもの		<u>3,630円</u>	210立方メートルまで	<u>156円</u>
				210立方メートルを超え500立方メートルまで	<u>199円</u>
				500立方メートルを超え1,000立方メートルまで	<u>210円</u>
				1,000立方メートルを超えるもの	<u>217円</u>
	一般用	10立方メートル	<u>1,152円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>164円</u>
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>201円</u>
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>221円</u>
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>230円</u>
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>243円</u>
				200立方メートルを超えるもの	<u>254円</u>
	湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
				700立方メートルを超えるもの	37円
吉海地区 木浦・有津地区 井口地区 宮浦地区	一般用	10立方メートル	<u>1,152円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>164円</u>
				20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>201円</u>
				30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>221円</u>
				50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>230円</u>
				100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>243円</u>
				200立方メートルを超えるもの	<u>254円</u>
	湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
				700立方メートルを超えるもの	37円

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

下水道使用料を改定しようとするもの。

今治市小規模下水道条例の一部を改正する条例

今治市小規模下水道条例（平成17年今治市条例第254号）の一部を次のように改正する。

別表第2中「1,152円」を「1,256円」に、「164円」を「179円」に、「201円」を「219円」に、「221円」を「241円」に、「230円」を「251円」に、「243円」を「265円」に、「254円」を「277円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和2年7月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の今治市小規模下水道条例別表第2の規定は、この条例の施行の日以後に確定する使用料について適用し、同日前に確定した使用料については、なお従前の例による。

「参 考」

今治市小規模下水道条例改正条項新旧対照表

新

別表第2（第11条関係）

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般用	10立方メートル	<u>1,256円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>179円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>219円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>241円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>251円</u>
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>265円</u>
			200立方メートルを超えるもの	<u>277円</u>
湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

旧

別表第 2（第11条関係）

区分	使用料（1月につき）			
	基本水量	基本料金	超過料金（1立方メートルにつき）	
一般用	10立方メートル	<u>1,152円</u>	10立方メートルを超え20立方メートルまで	<u>164円</u>
			20立方メートルを超え30立方メートルまで	<u>201円</u>
			30立方メートルを超え50立方メートルまで	<u>221円</u>
			50立方メートルを超え100立方メートルまで	<u>230円</u>
			100立方メートルを超え200立方メートルまで	<u>243円</u>
			200立方メートルを超えるもの	<u>254円</u>
湯屋用	200立方メートル	5,957円	200立方メートルを超え700立方メートルまで	33円
			700立方メートルを超えるもの	37円

今治市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

標記条例を別紙のとおり制定する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「理 由」

今治市南宝来駐車場を設置しようとするもの。

今治市駐車場条例の一部を改正する条例

今治市駐車場条例（平成17年今治市条例第256号）の一部を次のように改正する。

第16条中「出庫するとき」の次に「(今治市南宝来駐車場にあっては、入庫し、又は駐車できる時間を超えて駐車しようとするとき)」を加える。

別表第 1 中

「

今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地
------------	-----------------

を

J

「

今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地
今治市南宝来駐車場	今治市南宝来町一丁目6番地1

に改める。

J

別表第2中

「

今治市駅前広場駐車場

を

J

「

今治市駅前広場駐車場
今治市南宝来駐車場

に改める。

1

別表第3に次のように加える。

今治市南宝来駐車場	1回24時間までごとに	1台につき 330円
-----------	-------------	------------

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

「参 考」

今治市駐車場条例改正条項新旧対照表

新	旧																														
(使用料の納付) 第16条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとし、使用者(駐車場を使用するものをいう。以下同じ。)が自動車を出庫するとき(今治市南宝来駐車場にあっては、入庫し、又は駐車できる時間を超えて駐車しようとするとき)に徴収する。 別表第1 (第2条、第11条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>駐車できる自動車の種類</th></tr><tr><td>今治市駅前広場駐車場</td><td>今治市北宝来町一丁目100番地</td><td rowspan="2">普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。</td></tr><tr><td>今治市南宝来駐車場</td><td>今治市南宝来町一丁目6番地1</td></tr></table> 備考 略 別表第2 (第10条関係) <table><tr><th>名称</th><th>供用時間</th><th>開門時間</th></tr><tr><td>今治市駅前広場駐車場</td><td rowspan="2">午前0時から午後12時まで</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>今治市南宝来駐車場</td></tr></table>	名称	位置	駐車できる自動車の種類	今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。	今治市南宝来駐車場	今治市南宝来町一丁目6番地1	名称	供用時間	開門時間	今治市駅前広場駐車場	午前0時から午後12時まで		今治市南宝来駐車場	(使用料の納付) 第16条 駐車場の使用料は、別表第3のとおりとし、使用者(駐車場を使用するものをいう。以下同じ。)が自動車を出庫するとき_____に徴収する。 別表第1 (第2条、第11条関係) <table><tr><th>名称</th><th>位置</th><th>駐車できる自動車の種類</th></tr><tr><td>今治市駅前広場駐車場</td><td>今治市北宝来町一丁目100番地</td><td rowspan="2">普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。</td></tr><tr><td>_____</td><td>_____</td></tr></table> 備考 略 別表第2 (第10条関係) <table><tr><th>名称</th><th>供用時間</th><th>開門時間</th></tr><tr><td>今治市駅前広場駐車場</td><td rowspan="2">午前0時から午後12時まで</td><td rowspan="2"></td></tr><tr><td>_____</td></tr></table>	名称	位置	駐車できる自動車の種類	今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。	_____	_____	名称	供用時間	開門時間	今治市駅前広場駐車場	午前0時から午後12時まで		_____
名称	位置	駐車できる自動車の種類																													
今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。																													
今治市南宝来駐車場	今治市南宝来町一丁目6番地1																														
名称	供用時間	開門時間																													
今治市駅前広場駐車場	午前0時から午後12時まで																														
今治市南宝来駐車場																															
名称	位置	駐車できる自動車の種類																													
今治市駅前広場駐車場	今治市北宝来町一丁目100番地	普通自動車、小型自動車及び軽自動車(積載物を含め長さ5メートル以下のものに限る。)とする。																													
_____	_____																														
名称	供用時間	開門時間																													
今治市駅前広場駐車場	午前0時から午後12時まで																														

別表第 3（第16条関係）

区分		使用料
今治市駅前 広場駐車場	1 回 30 分 ま でごとに	1 台につき 100円（20分以 内の駐車は、 無料）
今治市南宝 来駐車場	1 回 24 時間 までごとに	1 台につき 330円

別表第 3（第16条関係）

区分		使用料
今治市駅前 広場駐車場	1 回 30 分 ま でごとに	1 台につき 100円（20分以 内の駐車は、 無料）
_____	_____	_____
_____	_____	_____

名誉市民の選定について

次の者を今治市名誉市民に選定したいので、今治市名誉市民条例（平成17年今治市条例第4号）第3条の規定により同意を求める。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

記

住 所 愛媛県今治市野間甲1049番地3

大 沢 一 彦
昭和15年5月10日生

「理 由」

今治市国際人育成基金の原資を寄贈され、国際化と国際理解に対応できる人材の育成と本市の国際教育の推進に多大な寄与をされるとともに、愛媛県食品産業協議会会長を始めとする要職を歴任され、今治市の商工業の振興や市勢の伸展に貢献された功績により、今治市名誉市民に選定しようとするもの。

「参 照」

今治市名誉市民条例（抜すい）

（称号を贈る条件）

第2条 名誉市民の称号は、次に掲げる事項に該当する者に贈ることができる。

- （1） 本市に引き続き10年以上居住している者若しくは居住していた者又は本市に縁故の深い者であること。
- （2） 産業の振興、社会福祉の増進又は学術、技芸等広く社会文化の進展に功績があった者であること。
- （3） 市民が郷土の誇りとしてひとしく尊敬する者であること。

2 前項第1号の居住期間は、市長が特に必要があると認める場合には、短縮することができる。

（選定及び顕彰）

第3条 名誉市民は、市長が議会の同意を得て決定し、その事績を公表して顕彰する。

功 績 調 書

住 所 愛媛県今治市野間甲1049番地 3

おお ざわ かず ひこ
大 沢 一 彦

昭和15年 5 月10日 生

事 績

氏は、昭和48年株式会社畜産加工研究所（昭和50年日本食研に社名変更）を設立、以来安全・安心で高品質の調味料の製造を通し豊かな食卓を支え、食品産業の発展に尽くすとともに、愛媛県食品産業協議会会長を始め、数多くの要職を歴任し、本市の商工業の振興や市勢の伸展に貢献した功績は誠に多大である。

平成2年6月から20期務めた愛媛県食品産業協議会会長にあつては、食の安全、食品表示の信頼向上に取り組むとともに、地域経済の発展に貢献した功績は誠に顕著である。

また、財団法人愛媛県体育協会顧問や今治地方観光協会理事として、スポーツ文化の向上や観光の振興に貢献するとともに、本市の各種委員会委員並びに審議会委員を務めるなど、さまざまな分野から円滑な市政の推進に寄与した功績も多大である。

特に、人材育成においては、今治市国際人育成基金の原資を平成13年と平成23年に寄贈され、海外派遣事業実行委員会会長として、毎年多数の小中学生・教職員等を海外に派遣し、国際化と国際理解に対応できる人材の育成と本市の国際教育の推進に寄与した功績も誠に大である。

さらに、産業振興においては、富田新港地区において平成13年に愛媛本社を、平成18年にK0宮殿工場を完成させ、今治新都市地区において氏が最高経営責任者を務めるグループ企業最大規模となる第二の宮殿工場の建設に取り組み、今治市から全世界に食文化を発信するなど、本市の産業経済の発展と雇用の安定に大きく貢献されている。

これら多年にわたる功績により、氏は、平成6年、平成13年と2度にわたる農林水産大臣賞、平成14年には紺綬褒章、平成22年には藍綬褒章を受章し、平成27年の今治市制10周年記念式典において特別功労賞を受賞している。

新たに生じた土地の確認について（盛漁港公共用施設用地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第9条の5第1項の規定により、今治市上浦町盛2225の地
先公有水面埋立地881.32平方メートルは、今治市の地域であることを確認する。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地 方 自 治 法（抜すい）

（あらたに生じた土地の確認）

第9条の5 市町村の区域内にあらたに土地を生じたときは、市町村長は、当該市町村の議会の議決を経てその旨を確認し、都道府県知事に届け出なければならない。

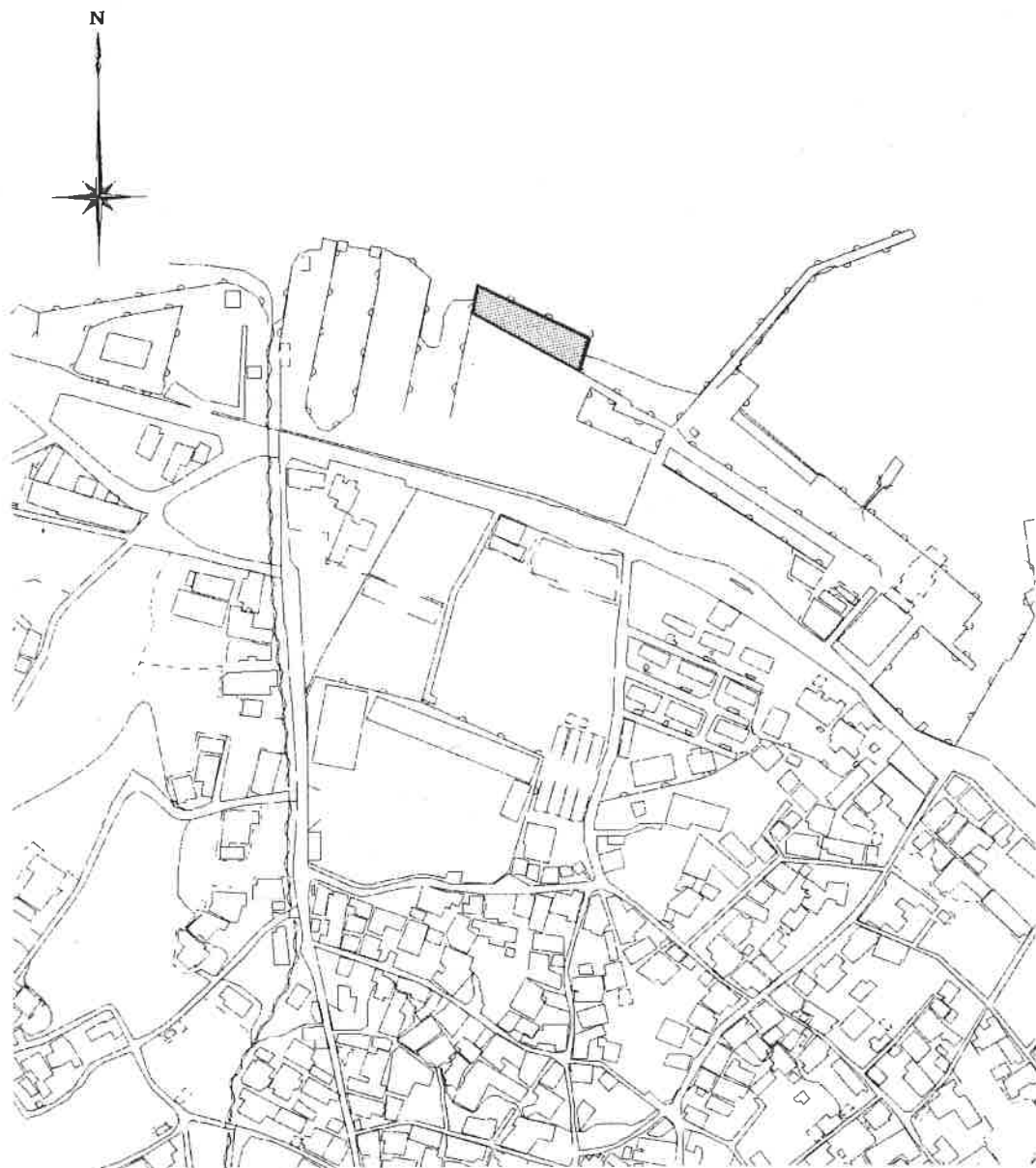
公有水面埋立箇所図

1	原状回復義務免除	令和2年1月7日 今治市指令農水管第1号
2	埋立権者	今治市
3	埋立場所	今治市上浦町盛2225の地先公有水面
4	埋立面積	881.32㎡

縮尺 1:3,000

凡例

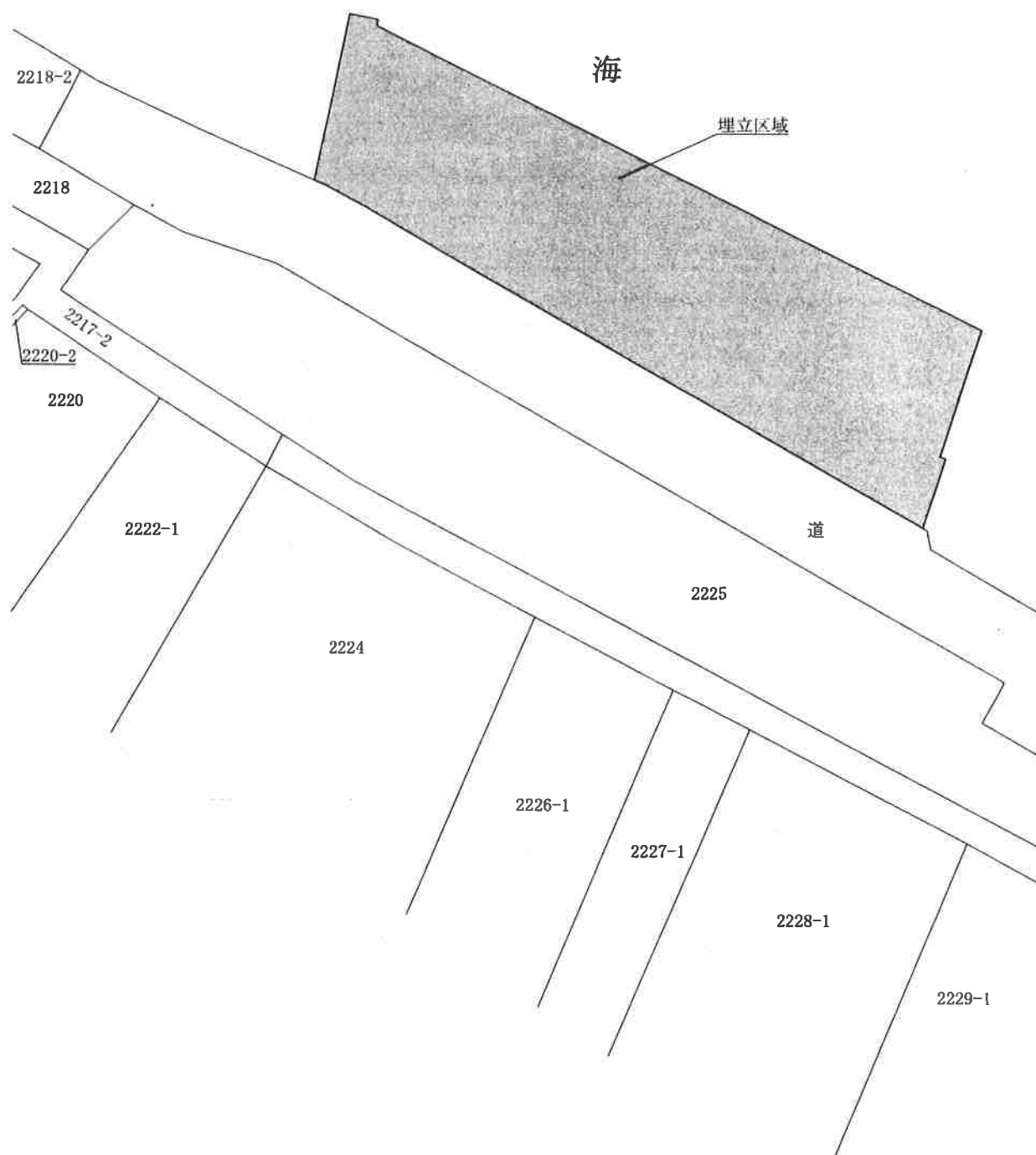
 埋立箇所



地 籍 図



凡例
埋立箇所
縮 尺 1 : 500



今治市上浦町盛

字の区域の変更について（盛漁港公共用施設用地）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により、次のとおり字の区域を変更するものとする。

上記の処分は、今治市長の行う告示の日から効力を生ずる。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

記

字の名称	左記の区域に編入する新たに生じた土地	
	区 域	面 積 (平方メートル)
上浦町盛	今治市上浦町盛2225の地先公有水面埋立地	881.32

「参 照」

地 方 自 治 法 (抜すい)

(市町村区域内の町又は字の区域)

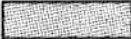
第260条 市町村長は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、市町村の区域内の町若しくは字の区域を新たに画し若しくはこれを廃止し、又は町若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、当該市町村の議会の議決を経て定めなければならない。

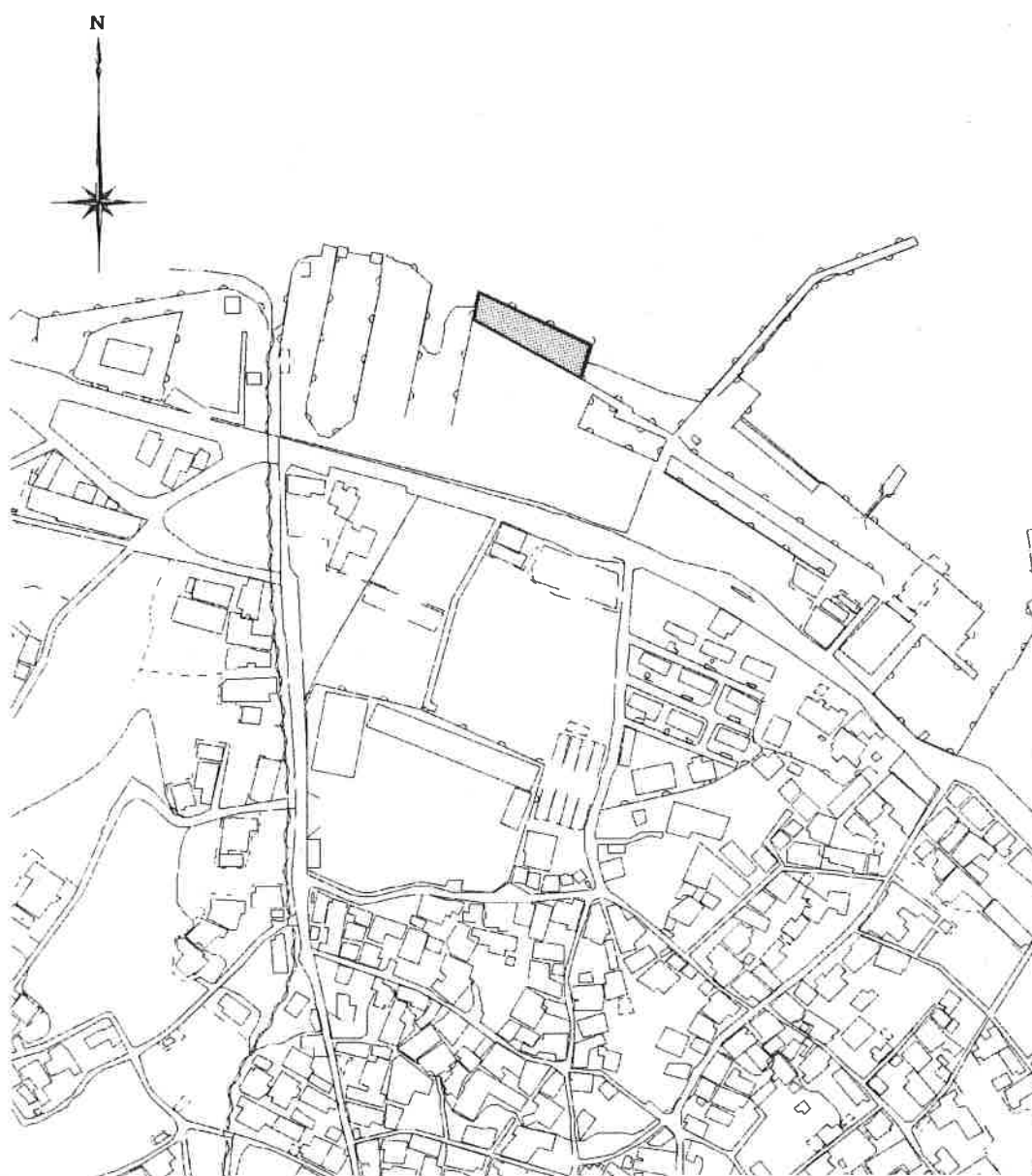
公有水面埋立箇所図

1	原状回復義務免除	令和2年1月7日 今治市指令農水管第1号
2	埋立権者	今治市
3	埋立場所	今治市上浦町盛2225の地先公有水面
4	埋立面積	881.32㎡

縮尺 1:3,000

凡例

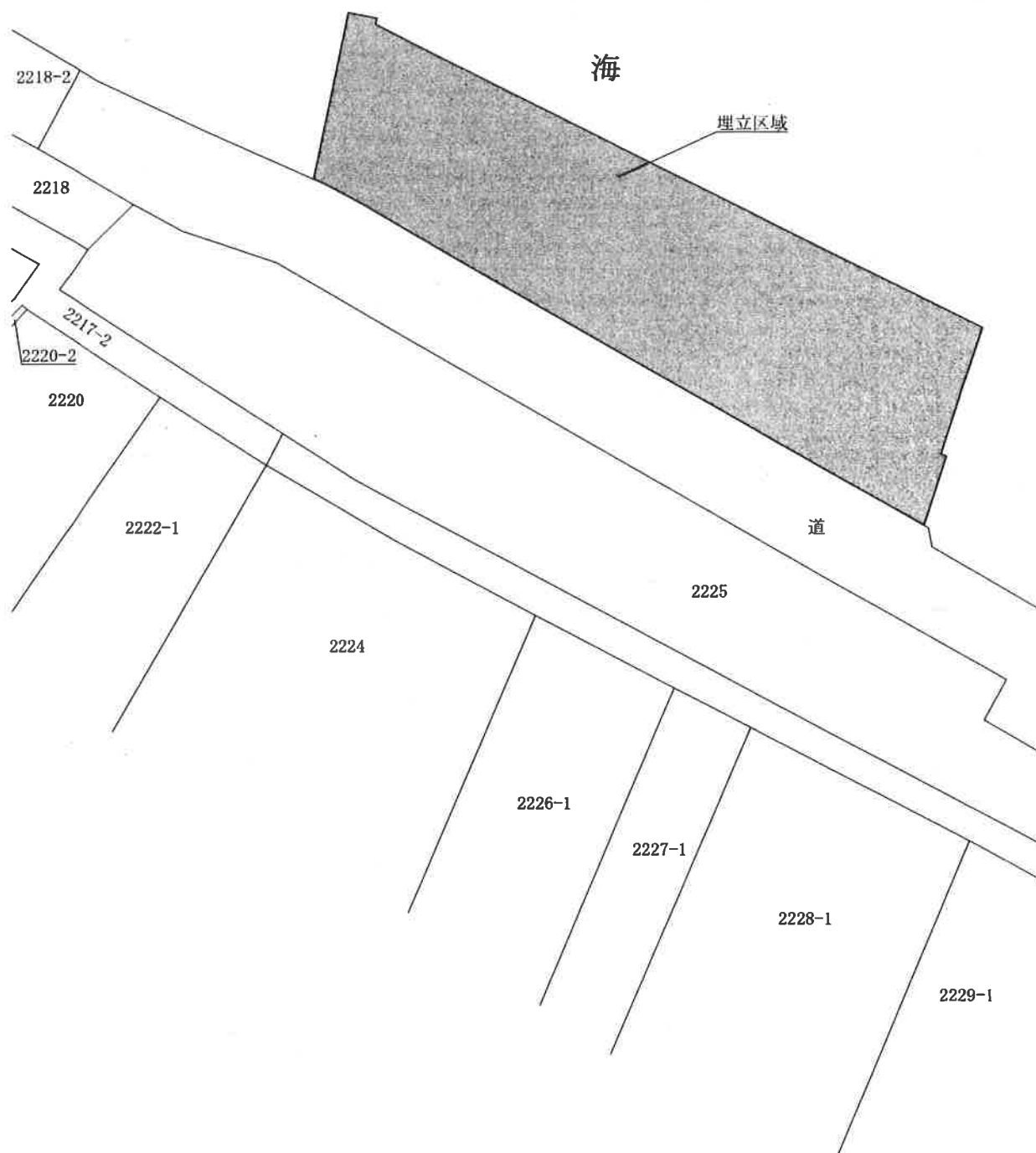
 埋立箇所



地 籍 図



凡例
埋立箇所
縮 尺 1 : 500



今治市上浦町盛

船舶交通特別会計への繰入れについて（令和2年度）

船舶交通特別会計は、令和2年度今治市一般会計から71,286千円以内を繰り入れる。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

簡易水道事業特別会計への繰入れについて（令和2年度）

簡易水道事業特別会計は、令和2年度今治市一般会計から75,479千円以内を繰り入れる。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

港湾事業特別会計への繰入れについて（令和2年度）

港湾事業特別会計は、令和2年度今治市一般会計から133,656千円以内を繰り入れる。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

小規模下水道特別会計への繰入れについて（令和2年度）

小規模下水道特別会計は、令和2年度今治市一般会計から692,777千円以内を繰り入れる。

令和2年3月4日提出

今治市長 菅 良 二

「参 照」

地方財政法（抜すい）

（公営企業の経営）

第6条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入（第5条の規定による地方債による収入を含む。）をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。